

(設備の基準)

第31条 身体障害者授産施設のうち重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設及び身体障害者小規模通所授産施設以外のものには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けなければならないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 調理室
- 八 洗濯室
- 九 作業室
- 十 更衣室
- 十一 事務室
- 十二 相談室

(身体障害者入所授産施設の設備の基準)

第四十九条 身体障害者入所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者入所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の支援に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 作業室又は作業場
- 九 更衣室
- 十 調理室
- 十一 洗濯室
- 十二 相談室
- 十三 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
  - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
  - ロ 地階に設けてはならないこと。
  - ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。
  - ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- 二 静養室
  - イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
  - ロ 医務室に近接して設けること。
- 三 食堂
  - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
  - ロ 必要な備品を備えること。

#### 四 浴室

入所者の特性に応じたものであること。

#### 五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

#### 六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

#### 七 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

#### 八 作業室又は作業場

イ 作業を行う入所者一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、一・六五平方メートル以上とすること。

ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。

#### 九 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

#### 十 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

#### 十一 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

#### 十二 集会室

必要な備品を備えること。

#### 十三 廊下幅

二・二メートル以上とすること。

3 第一項各号に掲げる設備のうち、静養室にあつては、医務室を兼ねることができる。

4 身体障害者入所授産施設は、必要に応じて原材料及び製品の運搬のための機械器具等を備えなければならない。

2 重度身体障害者授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該重度身体障害者授産施設の効果的

な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 調理室
- 九 洗濯室
- 十 作業室
- 十一 更衣室
- 十二 事務室
- 十三 相談室
- 十四 集会室

3 身体障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者通所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 食堂兼集会室
- 二 洗面所
- 三 便所
- 四 医務室兼静養室
- 五 調理室
- 六 作業室
- 七 更衣室
- 八 事務室
- 九 相談室

(身体障害者通所授産施設の設備の基準)

第五十条 身体障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者通所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の支援に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 食堂兼集会室
- 二 洗面所
- 三 便所
- 四 医務室兼静養室
- 五 作業室又は作業場
- 六 更衣室
- 七 調理室
- 八 相談室
- 九 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 食堂兼集会室
  - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること
  - ロ 必要な備品を備えること。
- 二 洗面所  
入所者の特性に応じたものであること

4 身体障害者小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者小規模通所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 静養室
- 二 食堂
- 三 洗面所
- 四 便所
- 五 作業室

三 便所

- イ 男子用と女子用を別に設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること

四 医務室兼静養室

- イ 治療に必要な機械器具等を備えること。
- ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

五 作業室又は作業場

- イ 作業員一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、一・六五平方メートル以上とすること。
- ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。

六 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

七 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

八 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

九 廊下幅

二・二メートル以上とすること。

3 身体障害者通所授産施設は、必要に応じて原材料及び製品の運搬のための機械器具等を備えなければならない。

(身体障害者小規模通所授産施設の設備の基準) (略)

- 5 前項各号に掲げる設備のうち、食堂にあっては、静養室又は作業室と兼ねることができる。
- 6 第1項から第3項までの各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 居室
    - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
    - ロ 地階に設けてはならないこと。
    - ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上(重度身体障害者授産施設にあっては、六・六平方メートル以上)とすること。
    - ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - 二 便所
    - 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
  - 三 作業室
    - イ 作業に必要な機械器具等を整備すること。
    - ロ 作業員一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、1.65平方メートル以上とすること。
  - 四 相談室
    - 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 7 第1項から第3項まで及び前項に規定するもののほか、身体障害者授産施設のうち身体障害者小規模通所授産施設以外のものの設備の基準は、次に定めるところによる。
- 一 廊下の幅は、1.8メートル以上(重度身体障害者授産施設にあっては、2.2メートル以上)とすること。
  - 二 重度身体障害者授産施設の玄関、居室の出入口、便所等には、原則として、階段を設けないこと。

(分場の設備の基準)

第五十二条 分場の設備の基準は、第五十条に規定する基準に準ずる。

(職員の配置の基準)

第32条 身体障害者授産施設のうち重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設及び身体障害者小規模通所授産施設以外のものには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 看護婦
- 四 職業指導員
- 五 生活指導員

(身体障害者入所授産施設の職員の配置の基準)

第五十三条 身体障害者入所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 施設長 一
- 二 医師

入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 看護師、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が三十の身体障害者入所授産施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、五以上

ロ 入所者の数が三十を超える身体障害者入所授産施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、五に、入所者の数が三十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 看護師の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が九十を超えない身体障害者入所授産施設にあつては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が九十を超えて、百三十を超えない身体障害者入所授産施設にあつては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が百三十を超えて、百六十を超えない身体障害者入所授産施設にあつては、常勤換算方法で、三以上

四 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項及び第七項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該身体障害者入所授産施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除すること

により常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第三号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

8 身体障害者入所授産施設（視覚障害者又は聴覚・言語障害者を入所させるものに限る。）に置かれる生活支援員のうち、一人以上は、点字又は口話若しくは手話を解することができる者でなければならない。

9 身体障害者入所授産施設であつて、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を十で除して得た数以上とする。

10 身体障害者入所授産施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

2 重度身体障害者授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

一 施設長

二 医師

三 介護職員

四 保健婦又は看護婦

五 職業指導員

六 生活指導員

3 身体障害者通所授産施設には、次の各号に（身体障害者通所授産施設の職員の配置の基

掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 職業指導員
- 四 生活指導員

準)

第五十四条 身体障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 職業指導員及び生活支援員
  - イ 入所者の数が二十の身体障害者通所授産施設にあつては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、二以上
  - ロ 入所者の数が二十を超える身体障害者通所授産施設にあつては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、二に、入所者の数が二十を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該身体障害者通所授産施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は常勤の者でなければならない。

7 身体障害者通所授産施設は、入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るため必要があるときは、第一項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

4 身体障害者小規模通所授産施設には、次の (身体障害者小規模通所授産施設の職員の配

各号に掲げる職員を置かなければならない。置の基準）（略）

- 一 施設長
- 二 職業指導員
- 三 生活指導員

5 身体障害者小規模通所授産施設に置かれる職員のうち、施設長にあつては、職業指導員又は生活指導員と兼ねることができる。

6 身体障害者授産施設のうち重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設及び身体障害者小規模通所授産施設以外のもの（視覚障害者又は聴覚・言語障害者を入所させるものに限る。）に置かれる生活指導員のうち、一人以上は、点字又は口話若しくは手話を解することができる者でなければならない。

7 重度身体障害者授産施設に置かれる職業指導員、生活指導員、介護職員及び保健婦又は看護婦の総数は、通じておおむね入所者の数を6.7で除して得た数以上とする。

8 身体障害者小規模通所授産施設に置かれる施設長は、身体障害者の福祉の増進に熱意を有し、身体障害者小規模通所授産施設を適切に運営する能力を有する者でなければならない。

（分場の職員の配置基準）

第五十六条 身体障害者授産施設は、分場を設置する場合は、当該分場において通所による入所者の支援を行う第五十四条第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を四・八で除して得た数以上とする。

2 身体障害者授産施設は、入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るため必要があるときは、前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

（運営規程）

第五十七条 身体障害者授産施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 定員
  - イ 入所定員
  - ロ 通所による入所者の支援を行う施設にあつては、当該通所による入所者の定員
  - ハ 分場を設置する施設にあつては、当該分場の入所定員
- 四 入所者に対する支援の内容及び入所者から受領する費用の額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(作業指導)

第五十八条 身体障害者授産施設は、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導を行わなければならない。

(授産活動)

第五十九条 身体障害者授産施設が行う授産活動は、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うものでなければならない。

2 身体障害者授産施設は、授産活動に従事する入所者の作業時間、作業量等がその者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第六十条 身体障害者授産施設は、授産活動に従事している入所者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第六十一条 第十六条から第三十五条までの規定(第十八条を除く。)は、身体障害者入所授産施設及び身体障害者通所授産施設について準用する。

(工賃の支払)

第33条 身体障害者授産施設は、職業に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第34条 第11条から第17条までの規定は、身体障害者授産施設のうち身体障害者小規模通所授産施設以外のものについて準用する。

2 第12条、第14条第1項、第16条及び第17条の規定は、身体障害者小規模通所授産施設について準用する。

第六章 身体障害者福祉センター（略）

第七章 補装具製作施設（略）

第八章 盲導犬訓練施設（略）

第九章 視聴覚障害者情報提供施設（略）

第六章 身体障害者福祉センター（略）

第七章 補装具製作施設（略）

第八章 盲導犬訓練施設（略）

第九章 視聴覚障害者情報提供施設（略）

○最低基準改正案の比較表

現行最低基準	最低基準改正案
<p>○知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準 (平成二年十二月十九日) (厚生省令第五十七号)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第21条第1項の規定による知的障害者援護施設(以下「援護施設」という。)の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 援護施設の設置者は、入所者又は利用者(以下この章において「入所者等」という。)に対し、良好な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。</p> <p>(構造設備の一般原則)</p> <p>第3条 援護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者等の保健衛生に関する</p>	<p>○知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準 (平成十四年〇月〇日) (厚生労働省令第〇号)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第二十一条第一項の規定による知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第二条 知的障害者援護施設の設置者は、入所者又は利用者(以下この章において「入所者等」という。)に対し、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、良好な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 知的障害者援護施設は、入所者等の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って支援を行うように努めなければならない。</p> <p>3 知的障害者援護施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、知的障害者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(構造設備の一般原則)</p> <p>第三条 知的障害者援護施設の配置、構造及び設備は、入所者等の特性に応じて工夫さ</p>

る事項について十分考慮されたものでなければならぬ。

2 援護施設は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

3 援護施設の建物(入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設(以下「通所施設」という。)にあっては、この限りでない。

(設備の専用)

第4条 援護施設の設備は、もっぱら当該援護施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の専従)

第5条 援護施設の職員は、もっぱら当該援護施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(非常災害対策)

第6条 援護施設は、非常災害に備えるため、防災、避難等に関する具体的計画を立てるとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(帳簿の整備)

第7条 援護施設は、設備、職員、会計及び入所者等の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

れ、かつ、日照、採光、換気等入所者等の保健衛生に関する事項について十分考慮されたものでなければならない。

2 知的障害者援護施設の建物(入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。

(設備の専用)

第四条 知的障害者援護施設の設備は、専ら当該援護施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の専従)

第五条 知的障害者援護施設の職員は、専ら当該援護施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(非常災害対策)

第六条 知的障害者援護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

2 知的障害者援護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第七条 知的障害者援護施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 知的障害者援護施設は、入所者の支援の状況に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

(苦情への対応)

第7条の2 援護施設は、その行った処遇に関する入所者等又はその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 援護施設は、その行った処遇に関し、当該措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 援護施設は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

#### 第一章の二 知的障害者デイサービスセンター (略)

#### 第二章 知的障害者更生施設

(施設の敷地面積)

第8条 知的障害者更生施設(以下「更生施設」という。)の敷地面積は、原則として建築面積の三倍以上でなければならない。ただし、通所施設にあっては、この限りでない。

(規模)

第10条 更生施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するも

(苦情への対応)

第八条 知的障害者援護施設は、その行った支援に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知的障害者援護施設は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 知的障害者援護施設は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

#### 第二章 知的障害者デイサービスセンター

#### 第三章 知的障害者更生施設

(施設の敷地面積)

第十二条 知的障害者更生施設の敷地面積は、原則として建築面積の三倍以上でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。

(種類)

第十三条 知的障害者更生施設は、次の各号に掲げるものをいう。

一 知的障害者入所更生施設 法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設であって次号に規定する知的障害者通所更生施設以外のもの。

二 知的障害者通所更生施設 知的障害者更生施設のうち通所による入所者のみを対象とするもの。

(規模)

第十四条 知的障害者更生施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定す